

# 人工妊娠中絶

3班

# 「中絶」に対する評価

## ・日本の中絶問題

の

江戸時代 経済的理由から墮胎、間引きを行う人々に対し、藩が人口増加

ため母性や子供の価値といった観念を植え付ける。

明治政府 西洋をまね、墮胎禁止

1920年 都市民による産児制限

1940年 中絶禁止 子宝報国（1941国民優生法）

1948年 優生保護法制定—人口抑制、「不良な子孫の出生を防止」、  
医師の利益

1996年 母体保護法（障害者団体）

-一年間の妊娠中絶件数は242,326件／出生数は1,091,156

(2008年、厚生労働省)

-中絶の理由：自分たちの生活のため、片親・夫婦間の問題、母体の健康、  
胎児に致命的な異常、近親相姦・強姦（既婚者の問題）

## ・アメリカ

キリスト教原理主義・保守派（反動的）vs フェミニスト・リベラリスト

中絶＝権利の問題、女性観の違い（未婚・十代の問題）

・ドイツ ナチス支配、東西分裂

・中国 国主導のバースコントロール（優生思想も含む）

# 国連組織における「中絶」に対する判断

## 「中絶」賛成派の意見

- ・ 権利：女性の自己決定権の尊重
- ・ 経済的問題
- ・ 優生思想
- ・ 母体保護
- ・ 犯罪的問題：強姦、親近相姦など
- ・ 社会的問題：両親の事情
- ・ 性行為の活性化
- ・ 禁止することにより、違法が増えるのでは：社会的コスト、公衆衛生の悪化、国外手術

## 「中絶」反対派の意見

- ・ 胎児の人権
- ・ 優生思想批判：差別につながるのでは
- ・ 医学的問題：中絶手術の失敗
- ・ 出生率のコントロール：労働力、男女産み分け
- ・ 性道徳の乱れ：安易な妊娠
- ・ 宗教：キリスト教など
- ・ 家の存続

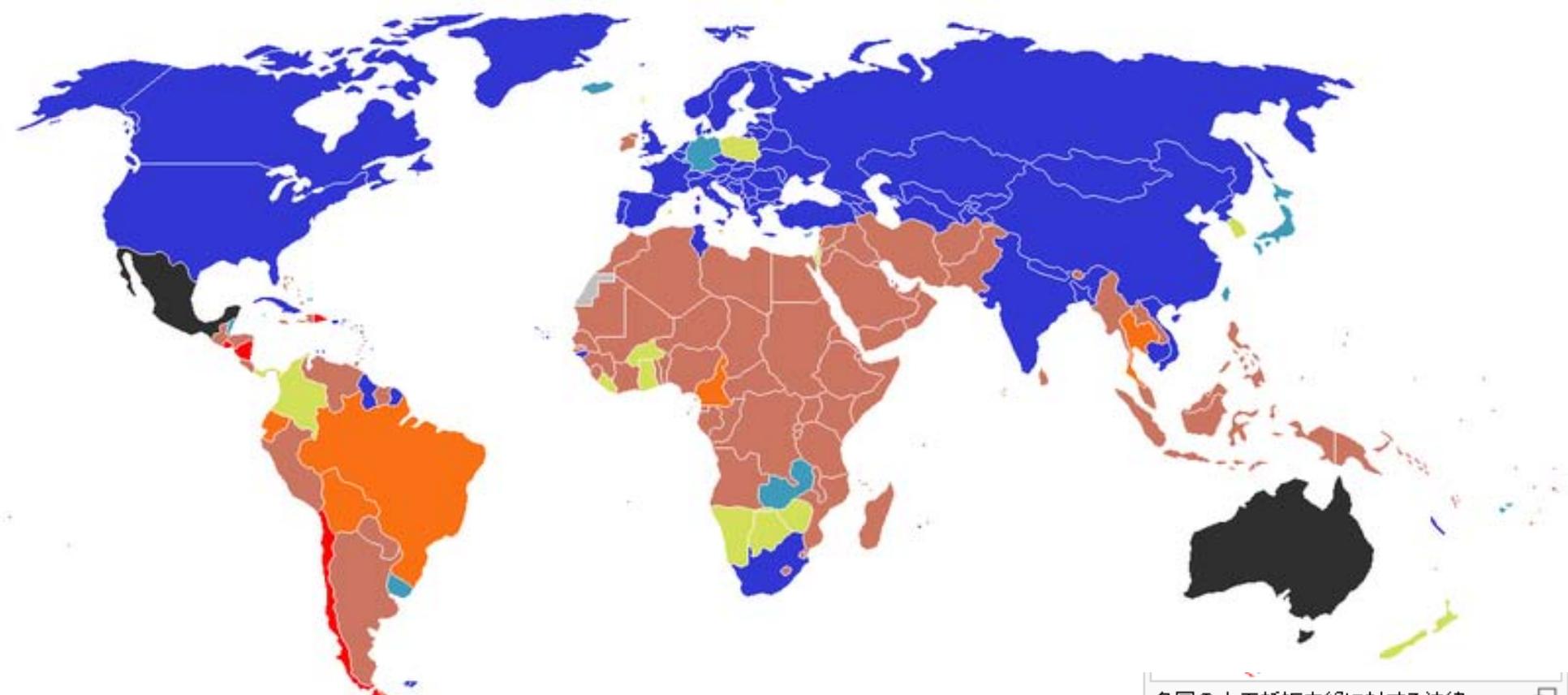
1. 宗教—基本的に中絶反対 そもそも宗教とは？

2. 優生思想につながるのでは？—どこの文化でも当たり前

3. 産児制限は必要に応じて行われてきた。

このように考えると、人権思想（主に西洋）と、現実の社会に見合った人口を求める経済的意向が対立する場面があり、そこで論争が起きていることが多い。

今の世界を考えると、人口は増える可能性が高い。人口抑制の一環として中絶には寛容であるべき。**中絶容認**



各国の人工妊娠中絶に対する法律

- 合法
- 合法。強姦、母親の生命・生活、健康、精神状態、社会的理由、胎児の状態
- 合法か違法。強姦、母親の生命・生活、健康、精神状態、胎児の状態
- 非合法。例外は、強姦、母親の生命・生活、健康、精神状態
- 非合法。例外は、母親の生命・生活、健康、精神状態
- 非合法。例外なし
- 地域による
- 不明